

市政情報

8月の納税

市県民税(第2期)・国民健康保険税(第2期)

納期限は9月2日(月)です。口座振替の場合も、9月2日(月)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

8月30日(金)、9月30日(月)午後5時15分～7時

場・問 収税課

☎21-1409 ㊟23-2238

私道舗装補助金、私道寄附採納のご案内

生活環境の向上を図ることを目的として、未舗装の私道を新たに舗装する場合や、通行に著しく支障が生じている私道の舗装修繕に必要な工事費用の一部を補助しています。対象となる私道は、幅員がおおむね4メートル以上であること、公道に接続していること、5戸以上の住居があることなどの要件があります(私道舗装工事費補助金交付要綱)。

また、採納要件や道路形態が基準に該当する私道については寄附をすることができます。具体的には、公道から公道へ通り抜けができること、幅員が4メートル以上あり境界が明確であること、排水の末流が確保されていることなどの要件があります(東松山市私道等採納基準)。

いずれも必要な手続きや要件がありますので、事前にご相談ください。

問 建設管理課

☎21-1420 ㊟25-2760



市HP (私道舗装補助)



市HP (私道寄附)

空き地の除草をお願いします

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地の人にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行う等、適切な管理をしましょう。

問 環境政策課

☎63-5006

㊟23-7700



市HP

ハチやヘビに注意してください

ハチ

近づいたり、刺激したりしないようにしましょう。ハチの巣の駆除は刺される危険がありますので、専門の業者に依頼してください。

ヘビ

マムシ・ヤマカガシ等の毒ヘビを発見した場合は絶対に近づいたり、刺激したりしないでください。危害を加えなければ、まず襲ってくることはありません。もし、毒ヘビにかまれたら、慌てず、速やかに119番通報し、医療機関を受診してください。

※市ではハチやヘビの駆除はしていません。ハチの駆除の事業者情報は、市HPをご確認ください。

問 環境政策課

☎63-5006

㊟23-7700



市HP

中小企業退職金共済制度のご案内

この制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で一部を国が助成、社外積立で管理も簡単です。

問 中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234



中退共HP

家電リサイクル法対象品の処分方法

テレビ、エアコン、室外機、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法対象品になるため、市では引き取れません。

処分方法

・購入した店又は買い替える予定であればその店に依頼する。
・一般廃棄物収集運搬業許可業者(家電)に依頼する。

・家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接持ち込む。
※許可業者・指定引取場所は、市HPに掲載しています。

※詳細は一般社団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-31-9640)に問い合わせるか、HPをご確認ください。

※業務用は対象外です。

問 廃棄物対策課

☎21-1401 ㊟23-7700

クリーンセンター

☎34-5550 ㊟34-5125



市HP



家電製品協会HP

ごみ出しルールを守りましょう

クリーンステーション(ごみ集積所)の利用は「資源とごみの分別収集計画表」を確認し、指定の曜日の午前8時30分までに、分別してごみ・資源物を出してください。カラス等によるごみの散乱防止のため、生ごみの水切りやネットの使用にご協力ください。ルール違反のごみには、赤い警告シールを貼付する等、注意喚起を行っています。クリーンステーションは利用者が管理し、清潔に保ちましょう。

問 廃棄物対策課

☎21-1401

㊟23-7700

クリーンセンター

☎34-5550

㊟34-5125



市HP

労使トラブルの円満な解決をお手伝いします

「解雇・雇止め」「労働条件の見直し」「パワハラ」など労働者と会社のトラブルでお困りのことはありませんか。県労働委員会が中立・公正な立場であっせんを行い、トラブル解決をお手伝いします。手続きは簡単・無料、秘密厳守です。

問 県労働委員会事務局

☎048-830-6452

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

さいたま地方法務局と県人権擁護委員連合会は、こどもをめぐる様々な人権問題に取り組むため、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長する等、一人でも多くのこどもたちから相談を受け付けます。秘密は厳守します。

8月21日(水)～27日(火)午前8時30分～午後7時(8月24日(土)・25日(日)は午前10時～午後5時)

相談電話 ☎0120-007-110(無料)
相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会こども人権委員会委員

問 さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-851-1000

浄化槽の法定検査の受検

浄化槽をお使いの人は年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の清掃や保守点検が定期的に行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。

浄化槽を使用していて法定検査を実施していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

手数料 5,000円(10人槽以下の浄化槽の場合)

申・問 (一社)埼玉県環境検査研究協会(埼玉県知事指定検査機関)

☎048-778-8700



市HP

農地改良には手続きが必要です

農地改良(埋立て等)は慎重に

農地改良は農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為であり、単なる残土処理を行うためのものではありません。中には耕作しない土地所有者の承諾や契約を取り付け、約束以上に高い盛土をしたり、廃棄物を埋めたりする悪質な工事業者もいます。違反した場合には撤去命令や罰則を受けることがあり、工事により他人に損害を与えた場合には、工事業者とともに土地所有者の責任も問われます。

農地改良に必要な手続き

農地改良には、一時転用の申請をしてください。添付書類として、平面図、周辺農地所有者の同意書、事業計画書、誓約書などが必要です。また、埋立てに使用する土は耕作に適したものであり、付近の農作物等に悪影響を与えないこと、道路や用排水路の機能を損なわないことなどに留意しなければなりません。

問 農業委員会事務局

☎21-1433 ㊟23-7700

たばこは市内でお買い求めください

市町村たばこ税は、たばこを購入した場所の市町村に納められます。令和5年度は、約6億9,000万円の市たばこ税が納められ、まちづくりの貴重な財源となっています。

たばこは市内でお買い求めください。

問 課税課 ☎21-1438 ㊟23-2238

道路に枝や雑草類、看板などがはみ出していませんか

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、道路上に置き看板や商品を陳列すること、乗入ブロックや鉄板などを設置することは法令違反であり、これらの行為は歩行者や自転車の事故につながる恐れがあります。皆さんが安全に道路を通行できるようにご協力をお願いします。

問 建設管理課

☎21-1420 ㊟25-2760

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

女性のための相談窓口へお気軽にご相談ください

～女性相談員より～

思いもよらないことが起きたとき、皆さんはどうしますか。ご自身やご家族のこと、職場や近所のことなど、生活している中で様々なことが起こります。普段は相談する人がいても、思いがけないことが起きたとき、近しい人に話づらいこともあります。そんなときは、女性相談員にお話ししてみませんか。

どのような内容でも、まずはお話を伺って、よりよい道を探るお手伝いをします。不安なことや気になることなどを話して、気持ちをすっきりさせませんか。

- ・匿名での相談も可能です。
- ・秘密は厳守されます。
- ・相談方法は、電話又は面談で、事前予約制です。

8月 毎月第1水曜日午前10時～午後3時

第3火曜日午後1時～5時

第4金曜日午前10時～午後3時

※相談日が祝日等の場合は、変更となります。

※女性相談の日程は、今月号27ページに掲載しています。

定 各日4人(1人当たり50分・申込順)

申・問 人権市民相談課 ☎21-1416 ㊟23-2236

